

北海道科学大学短期大学部試験施行細則

(目的)

第1条 この細則は、北海道科学大学短期大学部履修規程第7条、第8条及び第9条の規定に基づき、本学が実施する試験に関し必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この細則は、原則として定期試験、中間試験、臨時試験、追試験、再試験及び科目担当者が必要に応じて行う試験に適用する。

(受験資格)

第3条 前条に定める試験を受験できる者は、当該授業科目の履修登録がなされている者とする。

(遵守事項)

第4条 受験に際しては、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 試験場へは定刻までに定められた試験室に入室し、指示された場所に着席すること。
 - (2) 受験者は、写真の部分を上にして、学生証を机の上に提示すること。
 - (3) 次のもの以外は、机の上あるいは中に置かないこと。
 - ・学生証（ケース等から出しておくこと）
 - ・筆記用具（ペンケースから出しておくこと）
 - ・時計（時計機能のみを有するもの）
 - ・指定された持込用具や持込資料
 - ・眼鏡、ハンカチ、目薬、ティッシュペーパー（袋又は箱から中身だけ取り出したもの）上記以外のものの使用を希望する者は、試験開始前に監督者に許可を受けること。
また、カバン、コート等の手荷物は隣の座席の上あるいは自分の座席の下に置くこと。
 - (4) 試験中、用具（鉛筆、消しゴム、定規等）の貸借行為は認めない。やむを得ない場合は、監督者の許可を受けなければならない。
 - (5) ノート・参考書等の参照が許されている場合には、必ず自分のものを使用すること。貸借は不正行為とみなす。
 - (6) 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末等は、電源を切った上でかばん等にしまい、身に付けたり、使用したりしないこと。
 - (7) 遅刻及び途中退室の許可時間は試験によって異なるので、監督者の指示に従うこと。
 - (8) 机面が悪い等の理由により、下敷きを使用したいときは、監督者の許可を受けること。
 - (9) 試験中、質問がある場合は挙手すること。
 - (10) 答案は、監督者の指示に従って提出すること。
 - (11) 答案提出後に退室した者は、監督者が退室するまで入室することを禁ずる。
- 2** 学生証不携帯の者は、試験開始前までに事務局で「入室許可証」の交付を受け試験場へ携行しなければならない。

(不正行為)

第5条 試験中の次の行為は不正行為とみなし、これを禁止する。

- (1) 身分を偽って受験すること。
- (2) 机、筆記用具、学生証等を書き込みをすること、又はカンニングペーパー等を携帯すること。
- (3) 許可されていない資料(本、ノート、辞書等)を見ること。
- (4) 他人の答案を見ること、又は自分の答案を見せること。
- (5) 私語をすること。
- (6) 前条第1項の定めに従わないこと。

(その他)

第6条 この細則に定めのない事項及び細則の改廃については、学生支援委員会の議を経て、学長が決定する。

附 則

- 1 この細則は、2019年4月1日から施行する。
- 1 この細則の改正は、2019年11月1日から施行する。